

平成23年 8月26日 決定

平成23年11月21日 改正

平成24年 4月20日 一部改正

平成25年 5月29日 改正

農業・農村の復興マスタープラン

平成25年5月
農林水産省

目 次

1. まえがき	1
2. 農地の復旧・整備	2
3. 農地の復旧・整備を見据えた地域農業復興の道すじ	6
4. 地域の復興から新しい日本の創造へ	19
5. 原子力発電所事故への対応	24
お問い合わせ先一覧	31

1. まえがき

本マスタープランは、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部決定）に示された農業・農村の復興の方向性を進化させ具体化するためのものである。

東北は、豊かな自然、肥沃な土地、水資源に恵まれ、我が国のコメの 3 割を生産するなど、これまで日本全体の食料の安定供給に貢献してきた。

このような東北の有する資源を活用して、震災の経験を踏まえつつ、できるだけ早期に東北を災害に強い新たな食料供給基地として復興し、日本の再生につなげていくことが重要である。

このため、本マスタープランでは、農地の復旧のスケジュールを明確化するとともに、農地の復旧までに必要な営農再開までの所得確保、担い手の確保、土地利用調整、施設整備等についての基本的な考え方を明らかにし、サポート内容、問い合わせ先を明記した。

本マスタープランが、県及び市町村の農業担当をはじめとする関係部局に指針として役立てていただければ幸いである。

なお、今後、本マスタープランについては、地方公共団体等関係者との意見交換を踏まえて見直していく。さらに、具体的な支援策等について、今後復興基本方針を受けた予算措置等が具体化されるときに追加していく。

2. 農地の復旧・整備

(1) 農地の復旧・整備の方針

被災農地については、東北が我が国の食料供給基地としての重要な役割を担っていることを踏まえ、地域で議論していただきながら、可能な限り農地として利用できるよう復旧することを基本とする。このため、平成23年8月に農地等の被害状況に応じて、津波被災農地について営農再開が可能と見込まれる時期を示した「農地の復旧可能性の図面」（別添）を作成した。

復旧に当たっては、まずは基幹的施設である排水機場や堤防の復旧を可能なものから早急に実施するとともに、農地については、がれき・ヘドロの除去、除塩やけい畔の修復などの復旧を進め、その進捗状況等を適切に把握し、早期の営農再開を可能にする。また、集落コミュニティを基盤として、地域共同で被災した農地周りの施設の補修等に取り組む活動に対して支援する。なお、がれき処理については、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」（平成23年5月16日 環境省）や、地域の実情等を踏まえつつ関係省及び地方公共団体と連携し対応する。

復興に向けては、復旧時点から将来の地域の農業の姿について話し合いをはじめておくことが重要であり、地域の関係者の合意形成を進め、今後の地域の中心となる経営体の確保や農地の利用集積、土地改良法の特例法に基づく事業を活用した農地の大区画化等の取組を支援していく。

また、市町村の復興計画に位置付けられた農業経営の多角化や高付加価値化戦略の実現に必要な用地等の創出についても、区画整理の手法を用いて支援していく。その際、地域全体の土地利用として、被災集落の移転地や被災農地の公園利用等公共用地として非農業的用途に供する場合には、関係機関と連携し適切な対応を行う。

なお、福島県下の避難指示区域においては、市町村毎に避難指示解除の見込みや除染の工程等を踏まえつつ、復旧に向けて被災状況調査等を進め、順次、農地・農業用施設の復旧に着手する。

(2) 営農再開可能面積の見通し

本マスタープランの策定後、各地域において農地の復旧・整備に向けた取組

が進んでいる。

これまでのところ、津波被災6県において、平成25年度までに13,470ha（津波被災農地全体の63%）、平成26年度までに15,700ha（同73%）の農地で営農再開が可能となると見込まれている。

一方、転用する農地が増加し、これらについては復旧不要となることや、福島県下の警戒区域等では避難指示区域の見直しが進んでいるが、区域内の農地については、別途、避難指示解除の見込み等を踏まえつつ復旧に向けて取り組む必要があることを勘案し、これらの農地を除いて営農再開が可能と見込まれる農地の割合を示すと、平成26年度までの3年間では85%となる。

さらに、地域の意向により大区画化等に取り組む農地を加えると、17,830ha（96%）となり、地域農業の復興の進展が見通される。

津波被災農地における年度ごとの営農再開可能面積の見通し（単位：ha）

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	その他		小計	避難指 示区域 ※3	転用 (見込み 含む)※4	計
					大区画 化等※1	被害甚 大等※2				
岩手県	10	100	150	160	80	220	720	0	10	730
宮城県	1,220	5,450	4,240	1,560	970	490	13,930	0	410	14,340
福島県	60	400	890	510	1,080	0	2,940	2,120	400	5,460
青森・茨城 ・千葉県	810	140	—	—	—	—	950	—	—	950
計	8,190		5,280	2,230	2,130	710	18,540	2,120	820	21,480
(全体に対 する割合)	(38%)		(25%)	(10%)	(10%)	(3%)	(86%)	(10%)	(4%)	(100%)
	(73%)									
(小計に対 する割合)			(85%)		(11%)	(4%)	(100%)			
	(96%)									

※1 農地復旧と一体的に農地の大区画化等を実施する予定の農地 2,130ha

※2 海水が浸入しているなど被害が甚大な農地の一部及びまちづくりや他の復旧・復興事業との調整が必要な農地で、別途復旧工法等の検討を進める地域 710ha

※3 原子力発電所事故に伴い設定している避難指示区域の農地で、避難指示解除の見込みや除染の工程等を踏まえつつ、復旧に向けて取り組む地域 2,120ha

※4 農地の転用等により復旧不要となる農地（見込みを含む） 820ha

【サポート内容】

①地域農業経営再開復興支援事業【復興庁計上】[事業実施主体：津波被害を受けた50市町村等]

津波被災市町村において、集落・地域レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体、そこへの農地集積、今後の地域農業のあり方等を定めた「経営再開マスタープラン」の作成を支援する（集落・地域レベルで作成する本プランを検討するメンバーの概ね3割は女性とする。）。

また、プランの実現に向け、土地利用型農業から経営転換する農業者、離農者又は農地の相続人等が、農地利用集積円滑化団体等に対して、農地の貸付け等についての契約の締結を委任（相手方を指定しないものに限る）した場合に面積に応じて被災地域農地集積支援金（30万円／戸～70万円／戸）を交付する。

なお、被災地域農地集積支援金については、平成25年度から交付単価を面積あたりから戸あたりへと見直すとともに、土地利用型以外の樹園地、野菜畑等の円滑な経営継承を交付対象に追加。

②農地・農業用施設災害復旧等事業【復興庁計上】[事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等]

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律に基づき、早期営農再開を図るため、国等が緊急的に行う農地・農業用施設の災害復旧及び除塩並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を実施する。

また、同法に基づき、土地改良事業の開始手続の簡素化や高い国庫負担率による事業実施が可能である。

福島県の避難解除等区域復興再生計画に基づき、国は、高い国庫負担率により、農地・農業用施設の災害復旧事業の実施が可能である。

農地海岸についても、地方公共団体とも十分に相談しながら、早期復旧を図る。

③農地・水保全管理支払交付金【復興庁計上】[事業実施主体：地域協議会等]

東日本大震災により被災した施設、またはその影響により機能低下等を生じた水路の補修等に取り組む集落に対して復旧活動支援交付金を交付する。

④農山漁村地域復興基盤総合整備事業（東日本大震災復興交付金）【復興庁計上】[事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体]

東日本大震災に対処するため、農山漁村地域の復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の事業や農地・宅地の一体的な整備等、被災地域の多様なニーズに対応した事業を実施する。

⑤農村地域復興再生基盤総合整備事業【復興庁計上】[事業実施主体：都道府県、市町村等]

東日本大震災や原子力災害により被災した地域において、農業・農村の復興再生に必要な農地・農業用施設や集落道等の整備を総合的に実施する。

⑥福島農業基盤復旧再生計画調査【復興庁計上】[事業実施主体：国]

原子力発電所事故に係る避難指示解除準備区域等において、農地・農業用施設や農村集落の被災状況調査を実施し、農業基盤の復旧・整備方針の検討等を行い、復旧・復興を支援する。

3. 農地の復旧・整備を見据えた地域農業復興の道すじ

(1) 農地の復旧までの被災農業者の所得確保等

2. に示す通り、被災農業者が被災農地を復旧し営農・経営再開するためには複数年を要する場合もあるため、その間の雇用・収入を得る機会を確保することが必要である。

このため、災害復旧事業を行う際に、被災農業者が災害復旧事業の作業員として優先的に雇用されるよう配慮する。また、地域において農業者が共同で行う復旧作業等の取組に対して、被災農家経営再開支援事業で組織された復興組合等を通じて支援金を交付することにより、経営再開までの間、必要な支援を行う。

さらに、被災農業者の負担ができるだけ軽減され、意欲をもって経営再開に取り組むことができるよう、実質無利子、実質無担保・無保証人（担保や保証人を徴求する場合にあっては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求）での貸付措置により支援する。なお、被災農林漁業者を含む事業者に係る債権を買い取って支援する仕組み（各県の産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構）が活用可能となっているところである。加えて、土地改良負担金を償還中の地区においては、経営再開までの間、負担金償還のための利子助成を行い、農業者の経済的負担軽減を支援する。また、被災農業者が経営再開までの間、農業法人等に一時的に雇用される形で、新たな農業技術や経営ノウハウを習得するための取組を支援する。さらに、早期の営農再開に向けて、営農に不可欠な土地改良施設を管理し、地区内の農業用水の配水調整を行っている土地改良区の正常な運営を確保できるよう適切に対応する。

やむを得ず、住み慣れた土地から移転せざるを得ない被災農家等に対しては、農山漁村の受入れ情報を提供し、受入れ可能な地域とのマッチング等を推進する。

なお、これらの支援を行うに際し、ハローワークを通じた、被災者向け農業求人情報等の提供、就職先のあっせんや、被災農業者の雇用機会を創出するための事業主への支援なども適宜紹介し、活用してもらうことも有効である。

また、避難先等で荒廃農地を活用して営農再開を図る被災農家等に対しては、荒廃農地の再生作業や再生農地における営農活動への支援を実施する。

【サポート内容】

①被災農家経営再開支援事業【復興庁計上】[事業実施主体：県、市町村]

東日本大震災で被害を受けた地域において、地域の取組として、経営再開に向けた復旧作業を共同で行う農業者に対して、経営再開のための支援金を交付し、地域農業の再生と早期の経営再開を目指す。

②農業経営の復旧・復興のための金融支援【復興庁計上】[取扱金融機関：株式会社日本政策金融公庫、農協等]

被災農業者等の復旧・復興のための取組について、実質無利子、実質無担保・無保証人での貸付等により支援する。

③東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業【復興庁計上】[事業実施主体：民間団体]

被災した農地・農業用施設に係る償還中の土地改良事業負担金について、最大3年間、国が利子を助成する。

④被災者向け農の雇用事業【復興庁計上】[事業実施主体：民間団体等]

被災農業者等を農業法人等が新たに雇用し、農業技術や経営ノウハウ等を習得するための実践的な研修を実施した場合に、その経費の一部を助成する。

⑤被災土地改良区復興支援事業【復興庁計上】[事業実施主体：民間団体]

被災により経常賦課金の支払いが困難な農家の迅速な営農再開を図るため、土地改良区に対して資金借入の無利子化や業務書類・機器等の復旧に対する支援を実施する。

⑥農山漁村被災者受入円滑化支援事業【復興庁計上】[事業実施主体：民間団体等]

都道府県や農林水産関係団体等の協力の下、農山漁村における農林水産業関係の雇用、農地や住まい等に関する受入れ情報を被災農家等へ提供するとともに、他の地域へ移転を希望する被災農家等と受け入れ可能な農山漁村とのマッチングを行うことにより、被災農家等の意向を踏まえた円滑な移転を支援する。

⑦農山漁村活性化プロジェクト支援交付金[事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等]

地方公共団体等が行う農山漁村の空き家等を活用した滞在施設や交流施設

の整備等を支援する。

- ⑧農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【復興庁計上】[事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等]

被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等の整備、補強、機能強化等を支援し、安心・安全な農山漁村への定住・交流等の促進を図る。

- ⑨被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業【復興庁計上】[事業実施主体：耕作放棄地対策協議会]

被災農家が、避難先等で荒廃農地を活用する際に、荒廃農地の再生作業や再生農地における営農活動への支援を実施する。

(2) 将来の農業・農村の中心となる経営体の確保

地域農業復興のためには、農家が集まって地域農業のあり方等を考える場を設けるなどコミュニティの復活が不可欠であり、被災農家経営再開支援事業で組織された復興組合等を基礎として、地域農業の復興や新たな担い手の創出等も含めた議論をしていく必要がある。

具体的には、被災市町村において、被災地域の農業者の今後の営農意向、第三者への農地の委託の意向や支援ニーズ等を把握・確認しつつ、復興組合等を基礎に集落・地域レベルでの徹底した話し合いを行い、当該集落・地域における中心となる経営体や農地利用のあり方等を議論していく。

これと併行して、被災市町村においては、東日本大震災からの復興の基本方針に示されているとおり、地域の特性に応じた将来像を描くため、市町村、JA、復興組合、集落営農や農業法人等の関係者等による打合せを行い、①高付加価値化戦略、②低コスト化戦略、③農業経営の多角化戦略を組み合わせながら、復興後の地域農業の担い手を確保するための道筋を示したプランづくりが重要である。

なお、復興にあたり、女性の能力を最大限に活用することが重要であり、プランづくりに当たっては、企画・立案段階から女性の積極的な参画を求めることが適当である。

このプランで描いた地域農業の復興が速やかに実現できるよう、地域の中心となる経営体への農地の利用集積の加速化や、その経営能力の向上、農業機械

- ・施設の導入、低コスト化のための被災農地の大区画化整備等の促進を図る。

【サポート内容】

- ①地域農業経営再開復興支援事業【復興庁計上】（再掲）（2（2）①）〔事業実施主体：津波被害を受けた50市町村等〕

津波被災市町村において、集落・地域レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体、そこへの農地集積、今後の地域農業のあり方等を定めた「経営再開マスタープラン」の作成を支援する（集落・地域レベルで作成する本プランを検討するメンバーの概ね3割は女性とする。）。

また、プランの実現に向け、土地利用型農業から経営転換する農業者、離農者又は農地の相続人等が、農地利用集積円滑化団体等に対して、農地の貸付け等についての契約の締結を委任（相手方を指定しないものに限る）した場合に面積に応じて被災地域農地集積支援金（30万円／戸～70万円／戸）を交付する。

なお、被災地域農地集積支援金については、平成25年度から交付単価を面積あたりから戸あたりへと見直すとともに、土地利用型以外の樹園地、野菜畑等の円滑な経営継承を交付対象に追加。

さらに、復興後の経営再開に向けて、地域の中心となる経営体が行う経理能力や生産技術等の習得に必要な研修等を支援する。

- ②被災地域農業復興総合支援事業（東日本大震災復興交付金）〔事業実施主体：市町村〕

市町村が地域の被災農業者に貸与等を行う農業用施設・機械を整備する際に支援する。

- ③農地・農業用施設災害復旧等事業【復興庁計上】（再掲）（2（2）②）〔事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等〕

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律に基づき、早期営農再開を図るため、国等が緊急的に行う農地・農業用施設の災害復旧及び除塩並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を実施する。

また、同法に基づき、土地改良事業の開始手続の簡素化や高い国庫負担率による事業実施が可能である。

福島県の避難解除等区域復興再生計画に基づき、国は、高い国庫負担率に

より、農地・農業用施設の災害復旧事業の実施が可能である。

農地海岸についても、地方公共団体とも十分に相談しながら、早期復旧を図る。

- ④農山漁村地域復興基盤総合整備事業（東日本大震災復興交付金）【復興庁計上】（再掲）（２（２）④）〔事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体〕

東日本大震災に対処するため、農山漁村地域の復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の事業や農地・宅地の一体的な整備等、被災地域の多様なニーズに対応した事業を実施する。

- ⑤農村地域復興再生基盤総合整備事業【復興庁計上】（再掲）（２（２）⑤）〔事業実施主体：都道府県、市町村等〕

東日本大震災や原子力災害により被災した地域において、農業・農村の復興再生に必要な農地・農業用施設や集落道等の整備を総合的に実施する。

- ⑥福島農業基盤復旧再生計画調査【復興庁計上】（再掲）（２（２）⑥）〔事業実施主体：国〕

原子力発電所事故に係る避難指示解除準備区域等において、農地・農業用施設や農村集落の被災状況調査を実施し、農業基盤の復旧・整備方針の検討等を行い、復旧・復興を支援する。

- ⑦経営所得安定対策

米、麦、大豆等を生産数量目標に従って生産する農業者に対して、交付金を直接交付する。

- ⑧規模拡大交付金

面的集積（連坦化）するために利用権を設定した農地の面積に応じて、受け手農家に２万円／１０aを交付する。

- ⑨農業者への金融支援〔取扱金融機関：株式会社日本政策金融公庫、農協等〕

農業者の経営改善の取組に必要な施設整備等について、長期・低利資金の貸付等により支援する。

- ⑩就農支援資金〔貸付主体：都道府県青年農業者等育成センター等〕

新たに就農しようとする青年等に対し、就農に必要な資金を長期・無利子で貸し付けることにより、新規就農を支援する。

(3) 地域農業復興のための土地利用調整

被災地域の農業の復興に当たっては、当該農業地域を防災・減災の観点を十分考慮した地域全体の復興計画の中に適切に位置付けることが必要である。また、そうした検討の中で、農業が有するさまざまな潜在力の活用（例えば将来の6次産業化をにらんだ関連産業との積極的な連携など）について、農業サイドから積極的に提案を行っていくことが、地域農業にも地域全体にも復興の近道である。

このため、農業担当部局としても、地域農業復興の観点から、優良農地の確保や食料供給力の維持・向上に資する施設用地の確保をはじめ、地域づくり全体における土地利用調整に積極的に参画していくことが必要である。

具体的には、優良農地の確保や食料供給力の維持・向上に資する施設用地の確保をはじめ、地域全体として被災集落の移転や被災農地の公共用地への活用等の非農業的土地利用に供する検討がなされる場合には、関係機関と連携し適切な対応を行うことが必要である。

その際、地域の被災実態に応じた土地利用再編を契機に、被災集落の移転先における基盤整備と、集落跡地における農地や農業用施設、防災施設等の整備を総合的かつ一体的に行うなど、被災地域の多様なニーズに対応することが必要である。

上記のような対応に資するため、「津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン」（平成23年7月 東日本大震災復興対策本部事務局、農林水産省、国土交通省）に基づき、現行法の範囲内で運用の弾力化や円滑化を図ることにより、先行的に建築や開発を誘導・促進するエリアを市町村等が明確化し、民間の復興活動の円滑化・促進を図る。さらに、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）においては、一体となった土地利用再編が必要な地域において、土地利用の調整を迅速に行うため、都市計画法、農業振興地域整備法や森林法等に係る各種手続を一つの計画の下でワンストップで処理する特例や宅地から農地への転換を含め住宅地・農地等の一体的整備を可能とする事業の創設を内容とする復興整備計画制度や、津波被災地域において食料供給等施設（農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等）の整備を促進するための農地法等の特例が措置

されているところである。

【サポート内容】

①土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等

土地利用調整のためのガイドラインに基づき、先行的に建築や開発を誘導・促進するエリアを市町村等が明確化し、民間の復興活動の円滑化・促進を図る。

さらに、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）においては、一体となった土地利用再編が必要な地域において、土地利用の調整を迅速に行うため、都市計画法、農業振興地域整備法や森林法等に係る各種手続を一つの計画の下でワンストップで処理する特例や宅地から農地への転換を含め住宅地・農地等の一体的整備を可能とする事業の創設を内容とする復興整備計画制度や、津波被災地域において食料供給等施設（農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等）の整備を促進するための農地法等の特例が措置されているところである。

②農地・農業用施設災害復旧等事業【復興庁計上】（再掲）（2（2）②）〔事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区〕

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律に基づき、早期営農再開を図るため、国等が緊急的に行う農地・農業用施設の災害復旧及び除塩並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を実施する。

また、同法に基づき、土地改良事業の開始手続の簡素化や高い国庫負担率による事業実施が可能である。

福島県の避難解除等区域復興再生計画に基づき、国は、高い国庫負担率により、農地・農業用施設の災害復旧事業の実施が可能である。

農地海岸についても、地方公共団体とも十分に相談しながら、早期復旧を図る。

③農山漁村地域復興基盤総合整備事業（東日本大震災復興交付金）【復興庁計上】（再掲）（2（2）④）〔事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体〕

東日本大震災に対処するため、農山漁村地域の復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の事業や農地・宅地の一体的な整備等、被災地域の多様なニーズに対応した事業を実施する。

④農村地域復興再生基盤総合整備事業【復興庁計上】(再掲)(2(2)⑤)[事業実施主体：都道府県、市町村等]

東日本大震災や原子力災害により被災した地域において、農業・農村の復興再生に必要な農地・農業用施設や集落道等の整備を総合的に実施する。

(4) 生産関連施設等の復旧及び営農への支援

2. に示すスケジュールに合わせ、営農再開が見込まれる地域から農作業等の時期までに必要となる施設機械等が利用可能となるよう、被災した共同利用施設の復旧や被災農業者等が行う機械導入も対象とした助成措置等を活用しながら、生産関連施設等の復旧・整備を支援する。

その際、被災農家の負担軽減の観点から、実質無利子、実質無担保・無保証人(担保や保証人を徴求する場合にあっては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)での災害復旧・復興関係資金の貸付等の金融支援などを措置し、これら助成措置と金融措置を被災地域の実情に即して組み合わせるなど、被災地域の実情に応じ適時適切な支援を行う。

また、被災農業者の速やかな営農再開を支援するため、普及指導センター、試験研究機関、市町村及びJA等の関係機関が連携し、被災農地の生産技術等に関する相談・指導活動など農業者や産地への支援を行う。

さらに、営農再開にあたっては、より効率的な営農体制の確立に向け、農業者の意向を踏まえつつ、集団化等の新たな営農システムの導入、新たな品目や高度な生産・管理技術の導入等、関係機関と連携した支援を施設の復旧・整備とセットで取り組む。

特に、津波被害を受けた地域にあっては、水耕栽培等塩害対策を容易にすることができる施設園芸の推進も視野に入れ、早期の営農再開を図る。

【サポート内容】

①東日本大震災農業生産対策交付金【復興庁計上】[事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等]

農業用施設や営農用資機材などに被害を受けた地域において、施設の復旧・再編、農業機械の導入や次期作に必要な資材等を支援。

②被災地域農業復興総合支援事業(東日本大震災復興交付金)(再掲)(3(2))

②) [事業実施主体：市町村]

市町村が地域の被災農業者に貸与等を行う農業用施設・機械を整備する際に支援する。

③農林水産業共同利用施設災害復旧事業[事業実施主体：農業協同組合等]

農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が負担する。

④農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（再掲）（3（1）⑦）[事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等]

農山漁村の基幹産業である農林漁業の振興を図る生産基盤及び生産施設等の整備を支援する。

⑤農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【復興庁計上】（再掲）（3（1）⑧）
[事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等]

被災した生産施設等の整備、補強、機能強化等を支援し、安心・安全な農山漁村への定住・交流等の促進を図る。

⑥農業経営の復旧・復興のための金融支援【復興庁計上】（再掲）（3（1）②）
[取扱金融機関：株式会社日本政策金融公庫、農協等]

被災農業者等の復旧・復興のための取組について、実質無利子、実質無担保・無保証人での貸付等により支援する。

⑦協同農業普及事業[事業実施主体：都道府県]

高度な技術・知識を持つ普及指導員を都道府県に設置し、普及指導員が農業者に直接接して技術・経営指導等を実施する。

⑧再編強化法に基づく金融支援

被災地域の農業者の経営再開・再建への的確な支援に向けた、農協等の金融機能の維持・強化を図るため、農水産業協同組合貯金保険機構と農協系統金融の支援法人が一体的に農協等の資本増強を実施する。

(5) 6次産業化等高付加価値化

東北においては、その農産物を主に一次産品として首都圏等に供給してきたため、食品産業の占める割合が低くなっている。しかし、農産物の付加価値を高め、今後の地域の所得や雇用の創出を図る上では、東北地域の特色を生かしながら、輸出も見据えた6次産業化の取組を強化していくことが不可欠である。

この際、被災地の農林漁業者等が単独で経営を再開し、かつ6次産業化に取り組むことは困難な場合もあることから、他の事業者等との連携を図ることにより被災地のブランドの再生・創造を図る。また、マーケティング等の専門的アドバイスを行う体制整備を図るとともに、加工・販売等に取り組む農業者に対する資本強化策の構築に取り組む。

また、農産物の高付加価値化を図るためには、環境保全型農業の先進地域である東北において、これまで培ってきた人材や技術力等を活用しつつ、環境保全型農業の取組の一層の高度化・拡大を支援する。さらに、HACCPなど品質等を客観的に評価できる取組を行い、安全・安心な農産物・食品の生産拠点の構築を支援する。

【サポート内容】

① 6次産業化推進事業 [事業実施主体：民間団体等]

農林漁業者と多様な業種の事業者が連携して行う地産地消等の取組に必要な施設整備、新商品開発等の支援を実施する。

② 農林漁業成長産業化ファンドの拡充 [事業実施主体：(株) 農林漁業成長産業化支援機構]

農林漁業成長産業化ファンドを通じ、農林水産物等を活かした新たな事業活動の開拓に必要な資金需要に対応できるよう株式会社農林漁業成長産業化支援機構に対する出資を拡充する。

③ 6次産業化ネットワーク活動交付金 [事業実施主体：地方公共団体、民間団体等]

被災地域を含めた農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を活かしながら、多様な事業者によるネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援する。

④ 6次産業化支援事業 [事業実施主体：民間団体等]

被災地域を含めた農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援する。

⑤ 農林漁業成長産業化ファンドの本格始動 [事業実施主体：(株) 農林漁業成

長産業化支援機構]

株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施する。

⑥環境保全型農業直接支援対策[事業実施主体：農業者等]

農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則として5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じて支援する。

⑦食品産業グローバル確信支援事業のうち食品の品質管理体制強化対策事業
[事業実施主体：民間団体等]

衛生管理・品質管理の基盤となる事項（施設・設備及び作業の衛生管理事項等について定めたもの）の整備・普及とHACCP導入の取組を支援する。

(6) 畜産

畜産の復旧・復興にあたっては、小規模な家族経営を含む様々な意欲ある多様な経営を育成・確保していくため、規模拡大による効率化のみを追求するのではなく、加工・販売といった6次産業化への取組を含め、地域の特性等それぞれの置かれた環境を踏まえた多様な取組を通じて、経営体質を強化しつつ、持続可能な畜産への転換を図っていく。

また、被災した関連施設については、災害発生時のリスクを軽減するため、流通の合理化に配慮しつつ、乳業工場等の配置の分散化についても検討を要する。加えて、畜産農家に飼料を安定的に供給できるよう、地域間・地域内で連携しうる体制を構築する。国として適正な穀物備蓄水準のあり方についても検証する。

当面は、被災した畜産農家の経営、関連施設の操業の継続・再開への支援が急務であり、既に講じられている復旧・復興支援対策の状況等を見極めつつ、今後必要となる対策について検討していく。

【サポート内容】

①東日本大震災農業生産対策交付金【復興庁計上】（再掲）（3（4）①）[事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等]

農業用施設や営農用資機材などに被害を受けた地域における生産復興を支

援する。

- ②被災農家経営再開支援事業（再掲）（3（1）①）〔事業実施主体：県、市町村〕

被災地域において、地域の取組として経営再開に向けた復旧作業を共同で行う農業者に対して、経営再開のための支援金を交付する。

- ③農業経営の復旧・復興のための金融支援【復興庁計上】（再掲）（3（1）②）
〔取扱金融機関：株式会社日本政策金融公庫、農協等〕

被災農業者等の復旧・復興のための取組について、実質無利子、実質無担保・無保証人での貸付等により金融支援を実施する。

- ④農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（再掲）（3（1）⑦）〔事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等〕

農山漁村の基幹産業である農林漁業の振興を図る生産施設等の整備を支援する。

- ⑤農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【復興庁計上】（再掲）（3（1）⑧）
〔事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等〕

被災した生産施設等の整備、補強、機能強化等を支援し、安心・安全な農山漁村への定住・交流等の促進を図る。

- ⑥農山漁村地域復興基盤総合整備事業（東日本大震災復興交付金）【復興庁計上】（再掲）（2（2）④）〔事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体〕

東日本大震災に対処するため、農山漁村地域の復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の事業や農地・宅地の一体的な整備等、被災地域の多様なニーズに対応した事業を実施する。

（7）復旧・復興の進捗状況の把握

復旧・復興対策を着実に実施していくためには、その進捗状況を的確に把握していくことが必要である。

このため、2. の農地の復旧・整備に合わせ、被災市町村における営農再開の進捗状況を把握することができるよう、定期的に、農業産出額の作成や農業経営体の経営再開状況を確認することとし、これらのデータを関係する県及び市町村に継続的に提供することにより、地域の実情に即した適切な対策の推進

に資するものとする。

【サポート内容】

①被災市町村における市町村別農業産出額の作成

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成 23 年法律第 40 号)に基づく特定被災地方公共団体のうち、東日本大震災に伴う耕地災害面積割合が 30 %以上であった市町村、津波被災農地の復旧計画を作成する市町村等、各種復興支援対策を進める上で特に必要と認める市町村(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の 43 市町村)を対象に、営農再開の進捗状況を把握するため、市町村別農業産出額を作成し、その結果を提供する。

②農業経営体の経営再開状況の確認

2010 年世界農林業センサス結果に基づき、東日本の沿岸部等の市町村における農業経営体の被災状況や経営再開状況などの調査を実施し、その結果を提供する。

③被災農業経営体の経営復興状況定点調査

被災地(岩手県、宮城県及び福島県)において、被災後に経営を再開した経営体及び経営再開の意思のある農業経営体を対象に定点観測し、経営再開後の経営収支等を把握し、その結果を提供する。

4. 地域の復興から新しい日本の創造へ

東北を日本の食料供給基地として再生・創造するために、以下の取組を農業担当部局として関係機関と連携し積極的に推進する。

(1) 災害に強い地域としての再生

農村地域を災害に強い地域として再生するよう、3.(3)にあるとおり、農業担当部局として全体の土地利用調整に積極的に参画する。

加えて、自立・分散型エネルギーシステムの構築に向け、地方自治体や地域の各種関係団体とも必要な連携を取りながら、地域全体の食料供給力の維持向上に資する場合には、農地への再生利用が困難と見込まれる荒廃農地等を有効活用するなど、太陽光、風力、地熱、バイオマスや小水力等多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進を図ることとし、地域調整や資金の円滑化、事業収益性の向上等に取り組むとともに、省エネルギー型農業を積極的に推進することが重要である。

また、震災に強い農業インフラを構築するため、老朽化等による災害・事故発生リスクを回避する農業水利施設等の保全管理、整備を推進するとともに、今回の大震災において、食品・飼料や関連資材、食品物流拠点、小売店や道路・港等の食品物流インフラなど、サプライチェーンに広範な被害を受けたことを踏まえ、物流・情報ネットワークを検証し、複数県をまたがる調達・出荷ルートへのバックアップ体制の構築の検討を進めることが必要である。

【サポート内容】

①土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等

土地利用調整のためのガイドラインに基づき、先行的に建築や開発を誘導・促進するエリアを市町村等が明確化し、民間の復興活動の円滑化・促進を図る。

さらに、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）においては、一体となった土地利用再編が必要な地域において、土地利用の調整を迅速に行うため、都市計画法、農業振興地域整備法や森林法等に係る各種手続を一つの計画の下でワンストップで処理する特例や宅地から農地への転換を含め住宅地・農地等の一体的整備を可能とする事業の創設を内容とする復

興整備計画制度が措置されているところである。

- ②農地・水保全管理支払交付金【復興庁計上】(再掲)(2)(2)③[事業実施主体：地域協議会、集落等]

地域共同による農地・農業用水等の資源の日常の保全管理や、農地周りの水路等施設の長寿命化のための活動等を支援する。

- ③木質バイオマス産業化促進事業[事業実施主体：民間団体]

木質バイオマスの産業化を促進するため、全国的な相談・サポート体制の確立、課題解決のための調査、新たな加工・利用システムの技術開発等に対し支援する。

- ④木質バイオマス利用施設等整備[事業実施主体：地方公共団体、民間団体、地域協議会]

木質バイオマス発電施設の整備に対する資金を融通するとともに、発電のための協議会の開催や燃料の調達、木質チップ・ペレット製造施設や木質バイオマスボイラー等熱供給施設等の整備に対し支援する。

- ⑤小水力等再生可能エネルギー導入推進事業[事業実施主体：地方公共団体、民間団体等]

農村地域における小水力等発電施設の計画的整備を促進するため、ポテンシャルの高い地点を明らかにするとともに、小水力等発電施設の整備に係る概略設計、各種法令に基づく協議等の取組を支援する。

- ⑥小水力等再生可能エネルギー導入推進事業(復旧・復興対策)【復興庁計上】[事業実施主体：地方公共団体、民間団体等]

被災地(岩手県、宮城県、福島県)における、小水力・太陽光等の再生可能エネルギー発電施設の導入に係る調査設計等の取組を支援する。

- ⑦農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業[事業実施主体：民間団体、地方公共団体]

農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想から運転開始に至るまでに必要となる各種の手続や取組を総合的に支援する。

- ⑧農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(再掲)(3)(1)⑦[事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等]

農山漁村の防災安全施設の整備や農山漁村の活性化施設等に再生可能なエネルギーを供給する施設の新設等を支援する。

⑨農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【復興庁計上】(再掲)(3(1)⑧)

[事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等]

被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等の整備、補強、機能強化等を支援し、安心・安全な農山漁村への定住・交流等の促進を図る。

⑩農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業(うち小水力発電整備)

[事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等]

農業水利施設を活用した小水力発電施設の新設及び更新を支援する。

⑪燃油価格高騰緊急対策[事業実施主体：農業者グループ]

施設園芸の省エネルギー対策に計画的に取り組む産地を対象として、施設園芸省エネ設備のリース方式による導入を支援するとともに、燃油価格が高騰した場合に補填金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

⑫農業水利施設等の震災対策[事業実施主体：国、都道府県、市町村等]

余震等により損壊のおそれがある農業用排水路や地盤沈下した地域の排水施設の整備、ため池等の農業水利施設の耐震性を強化するための整備を実施する。

⑬震災対策・戦略作物生産基盤整備事業(東日本大震災復興交付金)【復興庁計上】

[事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、JA]

災害復旧事業の対象とならない軽度被災の農地・農業水利施設や老朽施設の更新、補強等を実施する。

⑭東日本大震災を踏まえた災害に強い食品流通等のあり方に関する調査[事業実施主体：民間団体]

[事業実施主体：民間団体]

東北地域における、生鮮食品や加工食品の効率的かつ災害に強い食品流通等のあり方、複層的食品物流ネットワークの構築のあり方について調査・検討する。

⑮食料の物流拠点機能強化等支援事業[事業実施主体：民間団体]

東北地域の円滑な食料供給を可能とする物流拠点を構築するため、関係者からなる協議会の設置や、事業者が共同・連携して行う物流拠点の新設や増改築に対して支援を行う。

(2) 自然調和型産業を核とする活力ある産業の育成

東北の農山漁村の有する豊かな自然は大きな魅力であり、これをセールスポイントとして人を呼び込むことが復興にとって重要である。

農業担当部局としても旅行関連業界や食品産業と連携し、東北の豊かな食材・食文化の活用や、農林漁業や地場産業との連携による東北ならではの新たな観光スタイルを、管内の関連事業者に提案することなどにより、東北の観光業の復興に資していく。

また、農業等の自然調和型産業を核としつつ、農山漁村に存する様々な資源を活用して、素材、エネルギー、医療等の分野で新たな産業を育成するためには、全国の民間企業、公設試験場、大学や独立行政法人等の知見や強みを最大限活用すること、また産学官連携の下、復興を支える技術革新を促進することが重要である。

このため、農業担当部局においては、各地域の関係者との調整を行っていくことはもちろん、全国の研究機関等と連携し、地域の発展の可能性を検討することが必要である。

加えて、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）においては、津波被災地域において食料供給等施設（農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等）の整備を促進するための農地法等の特例が措置されているところである。

【サポート内容】

①都市農村共生・対流総合対策交付金〔事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等〕

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援する。

②先端的な農業技術を駆使した大規模農業の実証研究の実施など、独法、大学、民間や都道府県等の総力を結集し、委託プロジェクト研究や競争的資金等により、先進的な技術の開発・実用化を戦略的に推進する。〔事業実施主体：民間団体等〕

③農林水産関係試験研究機関緊急整備事業（東日本大震災復興交付金）【復興

庁計上】[事業実施主体：都道府県]

地域の農林水産業を技術面から支えている都道府県の農林水産試験研究機関について、その施設等の整備を支援する。

- ④東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）においては、津波被災地域において食料供給等施設（農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等）の整備を促進するための農地法等の特例が措置されているところである。

（3）自然に根ざした豊かな生活基盤の形成

農村地域は、食料供給の機能だけでなく、農地とその周辺の山や川等の自然・地形、森林、集落等が調和し、豊かな環境と美しい農村景観を有している。こうした農村地域の魅力を活用し、福祉や教育等の観点も踏まえ、ゆとりや生きがいなどの新たなライフスタイルを提供することができる。

農業担当部局としては、このような農村地域の魅力を主導的に発信し、関係部局との連携・調整を行っていくことが重要である。

なお、復興に当たっては、農山漁村コミュニティの維持・再生を図るとともに、地域内外のNPO、企業等の参加を推進する観点も重要である。

【サポート内容】

- ①消費・安全対策交付金[事業実施主体：都道府県、市町村、農業協同組合等]
地域における日本型食生活等の普及促進

農林漁業者等による生産の場における食育活動を支援する。

- ②都市農村共生・対流総合対策交付金（再掲）（4（2）①）[事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等]

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援する。

- ③学校給食における地域の農林水産物の利用拡大に向けた事例情報の提供、核となる人材の育成・派遣に対する支援する。[事業実施主体：民間団体、協議会等]

5. 原子力発電所事故への対応

(1) 基本的な考え方

原子力発電所事故への対応については、原子力災害対策本部の下、関係府省が連携し、迅速かつ適切な損害賠償、安全な農畜産物の供給、風評被害の防止等に取り組んでいる。現在、避難指示区域の見直しが順次進められており、今後は、避難指示区域等における営農再開に向けた環境整備等が課題となる。

農林水産省においては、現在、多大な被害を受けた農業・農村の復興の観点から以下のとおり取り組んでいるところであるが、引き続き、現地の状況の把握に努め、必要な対策等について随時見直し、追加等を行っていく。

(2) 損害賠償への対応

政府等による出荷制限指示等に係る損害や、いわゆる風評被害等により生じた被害について、東京電力の適切かつ速やかな損害賠償により農業者等の経営の早期回復・再開等を進めるため、原子力損害賠償紛争審査会の策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補（農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について）」（平成25年1月30日）等を踏まえ、関係都道府県や団体、東京電力等との連携を密にし、中間指針等の内容など損害賠償に関する情報提供、働きかけ等を実施する。

(3) 安全な農畜産物の供給に向けた農畜産物の検査体制の強化

原子力災害対策本部が示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成25年3月19日改正）に基づき、各品目・各地域の検査が適切に実施できるよう、食品中の放射性物質濃度を測定できる機器の整備を進めており、都道府県等の検査体制の整備の推進を支援する。また、県が農畜産物の放射性物質濃度の検査計画を策定する際に、厚生労働省に協力しつつ、検査品目・頻度等について助言する。

【サポート内容】

①消費・安全対策交付金【復興庁計上】[事業実施主体：都道府県、市町村、

農業者団体等]

農畜産物・農地土壌等における放射性物質濃度を把握するために必要な検査機器の整備等を実施する。

- ②農畜産物・農地土壌等の放射性物質実態調査【復興庁計上】[事業実施主体：国、民間団体等]

農畜産物、農地土壌、肥料等に含まれる放射性物質濃度の調査を実施する。

- ③畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業【復興庁計上】[事業実施主体：民間団体等]

営農再開地域等における技術指導、地域において実施する畜産物・飼料等の放射性物質の検査体制構築のための検査機器の導入等を支援する。

(4) 安全な農畜産物の供給に向けた出荷制限（解除）、営農指導等

原子力災害対策本部の指示による食品の出荷制限の設定・解除等について、(3)により農畜産物の検査に協力する等により安全な農畜産物の供給を確保する。また、生産者に対して、安全な農産物の生産に資するための技術指導やQ&Aの作成・公表により、円滑な営農を推進する。

さらに、肥料等の放射性セシウムの暫定許容値を設定（「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日））し、肥料や培土中の放射性セシウム測定のための検査方法等を制定するとともに、暫定許容値を超える肥料等の適切な処理、保管について関係省庁、県と連携して対応を進める。特に、放射性セシウムを含む稲わら等については、「暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稲わらの管理について」（平成23年8月19日）、「高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の隔離一時保管について」（平成23年8月25日）に基づく適切な管理等を徹底する。また、適正な飼料給与など家畜の適正な飼養管理、点検・指導の再徹底を図る。

【サポート内容】

- ①農畜産物・農地土壌等の放射性物質実態調査【復興庁計上】（再掲）（5（3）

②）[事業実施主体：国、民間団体等]

農畜産物、農地土壌、肥料等に含まれる放射性物質濃度の調査を実施する。

- ②東日本大震災農業生産対策交付金【復興庁計上】（再掲）（3（4）①）[事

業実施主体：都道府県、市町村、農業協同組合等]

放射性物質の影響から、利用可能であるにも関わらず利用が滞っている農業系副産物の循環利用体制の再生・確立等を支援する。

(5) 農地土壌等における放射性物質の除去・低減

農地土壌等における放射性物質の推移等を把握するためのモニタリングを実施する。

また、高濃度汚染地域における農地土壌除染技術体系の構築・実証、高濃度農地汚染土壌の処分技術の開発、汚染地域の農地から放出される放射性セシウムの動態予測技術の開発を行うとともに、得られた成果・技術について、現場への導入・普及を促進する。

さらに、関係省庁、県、市町村、土地改良区等と連携して、ため池等の農業水利施設からの放射性物質の拡散を防止する対策工の検討・実証を行い、汚染拡散防止対策技術を確立する。

【サポート内容】

- ①農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移に関する調査【復興庁計上】[事業実施主体：民間団体等]

農地土壌における放射性物質濃度の推移を把握するための調査を実施する。

- ②農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発【復興庁計上】[事業実施主体：民間団体等]

高濃度汚染地域における農地土壌除染技術体系の構築・実証、高濃度農地汚染土壌の処分技術の開発、汚染地域の農地から放出される放射性セシウムの動態予測技術の開発を行う。

- ③農畜産物・農地土壌等の放射性物質実態調査【復興庁計上】(再掲)(5(3))

- ②)[事業実施主体：国、民間団体等]

農畜産物、農地土壌、肥料等に含まれる放射性物質濃度の調査を実施する。

- ④東日本大震災農業生産対策交付金(放射性物質の吸収抑制対策)【復興庁計上】(再掲)(3(4)①)[事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等]

放射性物質の農作物への吸収を抑制する資材の導入等を支援する。

- ⑤福島県営農再開支援事業（放射性物質の吸収抑制対策）〔事業実施主体：福島県、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等〕

放射性物質の農作物への吸収を抑制する資材の導入等を支援する。

- ⑥ため池等汚染拡散防止対策実証事業【復興庁計上】〔事業実施主体：国、都道府県、市町村、民間団体〕

ため池等の農業水利施設の水質・底質に含まれる放射性物質濃度等の調査を実施する。

また、ため池等の農業水利施設からの放射性物質の拡散を防止する対策工の検討・実証を行い、汚染拡散防止対策技術を確立する。

（6）避難指示区域等の営農再開に向けた支援

農畜産物生産の断念を余儀なくされた避難指示区域等の地域において、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理や作付実証等の営農再開を目的として行う一連の取組を農地の除染や住民の帰還の進捗に応じて切れ目なく支援する。

【サポート内容】

- ①福島県営農再開支援事業〔事業実施主体：福島県、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等〕

福島県に基金を設置し、避難指示区域等において営農再開を目的として行う一連の取組を農地の除染や住民の帰還の進捗に応じて切れ目なく支援する。

- ②畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業【復興庁計上】（再掲）（5（3）③）〔事業実施主体：民間団体等〕

営農再開地域等における技術指導、地域において実施する畜産物・飼料等の放射性物質の検査体制構築のための検査機器の導入等を支援する。

- ③福島農業基盤復旧再生計画調査【復興庁計上】（再掲）（2（2）⑥）〔事業実施主体：国〕

原子力発電所事故に係る避難指示解除準備区域等において、農地・農業用施設や農村集落の被災状況調査を実施し、農業基盤の復旧・整備方針の検討

等を行い、復旧・復興を支援する。

- ④ため池等汚染拡散防止対策実証事業【復興庁計上】(再掲)(5(5)⑥)[事業実施主体：国、都道府県、市町村、民間団体]

ため池等の農業水利施設の水質・底質に含まれる放射性物質濃度等の調査を実施する。

また、ため池等の農業水利施設からの放射性物質の拡散を防止する対策工の検討・実証を行い、汚染拡散防止対策技術を確立する。

- (7) 他の地域へ移転を希望する被災農家等に対する支援

都道府県や農林水産関係団体等の協力の下、農山漁村における農林水産業関係の雇用、農地や住まい等に関する受入れ情報を被災農家等へ提供するとともに、他の地域へ移転を希望する被災農家等と受け入れ可能な農山漁村地域とのマッチングを行うことにより、被災農家等の意向を踏まえた円滑な移転を支援する。

なお、これらの支援を行うに際し、ハローワークを通じた、被災者向け農業求人情報等の提供、就職先のあっせんや、被災農業者の雇用機会を創出するための事業主への支援なども適宜紹介し、活用してもらうことも有効である。

また、被災農家が、避難先等で荒廃農地を活用する際に、荒廃農地の再生作業や再生農地における営農活動を支援する。

【サポート内容】

- ①農山漁村被災者受入円滑化支援事業【復興庁計上】(再掲)(3(1)⑥)[事業実施主体：民間団体等]

都道府県や農林水産関係団体等の協力の下、農山漁村における農林水産業関係の雇用、農地や住まい等に関する受入れ情報を被災農家等へ提供するとともに、他の地域へ移転を希望する被災農家等と受け入れ可能な農山漁村とのマッチングを行うことにより、被災農家等の意向を踏まえた円滑な移転を支援する。

- ②被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業【復興庁計上】(再掲)(3(1)⑨)[事業実施主体：耕作放棄地対策協議会]

被災農家が、避難先等で荒廃農地を活用する際に、荒廃農地の再生作業や

再生農地における営農活動への支援を実施する。

(8) 風評被害払拭対策

関係省庁と連携しつつ、消費者や食品関係事業者等に対し、放射性物質濃度調査の結果や出荷制限要請等の状況に関する情報や、暫定規制値の考え方、その人体への影響等の正確な知識を提供・発信するとともに、食品関係事業者等に対して科学的・客観的な根拠に基づく冷静な対応を要請する。また、被災地等で生産・製造されている農林水産物等を積極的に消費することによって、被災地の復興を応援しようとする取組を推進する。

【サポート内容】

①福島産農産物等戦略的情報発信事業【復興庁計上】[事業実施主体：福島県]

福島県産農産物等について、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて戦略的かつ効果的にPRを行うことにより、福島県産農産物等に対する正しい理解を促進し、ブランド力を回復する。

②農産物等消費応援事業【復興庁計上】[事業実施主体：国]

被災地及び周辺地域で生産・加工された農林水産物等の消費の拡大を促すため、被災地の復興を応援する取組に加え、消費者の当該農林水産物等に対する信頼を確保するためのPR活動について官民の連携による取組を推進する。

(9) 輸出支援

諸外国の輸入規制の強化や日本産食品離れに対応し、相手国政府へ我が国の措置やモニタリング検査結果の正確な情報提供等を行うとともに、現地消費者等に対して関係各省・機関と連携し、メディア等を活用した日本産食品の魅力等のPR等を実施する。さらに、諸外国から要求される原発事故に伴う輸出証明書の発給を、この4月から国で一元的に行うことにより事業者の負担軽減を図ることとし、輸出に取り組む事業者等に対する放射能検査費用等の支援を行う。

【サポート内容】

①輸出倍増プロジェクト [事業実施主体：JETRO、民間事業者等]

輸出を飛躍的に拡大するため、事業者発掘から商談支援まで、JETROとの

連携強化を通じ、輸出に取り組む事業者に対し、①有望な輸出事業者の発掘・育成、②海外見本市の出展、③国内商談会の開催、④海外でのマッチング商談会を行うなど、川上から川下に至る総合的なビジネスサポート体制を構築するとともに、輸出拡大に必要な調査等を実施する。

②日本の食を広げるプロジェクト（の内数）〔事業実施主体：農林漁業者等の組織する団体〕

食に対する多様な関心の高まりを活用して国産農林水産物の消費拡大を図るため、国内外の市場を目指して、現場発の自由な発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスを結びつけるなどし、輸出の促進等の取組を行う。

③種苗の放射性物質測定体制の強化〔事業実施主体：（独）種苗管理センター〕

（独）種苗管理センターにおいて、種苗及びその生産ほ場の放射性物質を測定し、輸出国に科学的なデータを提供する。

(10) 牛肉・稲わらからのセシウム検出問題を受けた支援

牛肉・稲わらからのセシウム検出問題を踏まえ、肉用牛肥育農家等の経営支援策として、国産牛肉信頼回復対策、肉用牛肥育農家の支援対策、稲わら等緊急供給支援対策を東京電力の賠償を前提に措置するとともに、影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等についての金融機関等への要請、配合飼料代金の支払いが困難な農家に対する支払い猶予の依頼等を実施している。

2. 農地の復旧・整備	
(2) 営農再開可能面積の見通し	
①地域農業経営再開復興支援事業【復興庁計上】	P4
経営局経営政策課（マスタープラン、研修）	TEL：03-6744-0577（直通）
経営局農地政策課（農地の利用集積）	TEL：03-3591-1389（直通）
-----	-----
東北農政局経営・事業支援部担い手育成課	TEL：022-221-6241（直通）
東北農政局経営・事業支援部農地政策推進課	TEL：022-221-6237（直通）
-----	-----
関東農政局経営・事業支援部担い手育成課	TEL：048-740-0386（直通）
関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課	TEL：048-740-0139（直通）
②農地・農業用施設災害復旧等事業【復興庁計上】	P4
農村振興局整備部防災課	TEL：03-6744-2211（直通）
-----	-----
東北農政局整備部防災課	TEL：022-262-1394（直通）
-----	-----
関東農政局整備部防災課	TEL：048-740-0053（直通）
③農地・水保全管理支払交付金【復興庁計上】	P5
農村振興局整備部農地資源課農地・水保全管理室	TEL：03-6744-2447（直通）
東北農政局整備部農地整備課農地・水保全管理室	TEL：022-221-6289（直通）
-----	-----
関東農政局整備部農地整備課農地・水保全管理室	TEL：048-740-0049（直通）
④農山漁村地域復興基盤総合整備事業（東日本大震災復興交付金）【復興庁計上】	P5
農村振興局整備部農村整備官	TEL：03-3502-6268（直通）
-----	-----

東北農政局農村計画部事業計画課	TEL : 022-263-1111 (代表) (内線 4446)
関東農政局整備部地域整備課	TEL : 048-740-0050 (直通)
⑤農村地域復興再生基盤総合整備事業【復興庁計上】	P5
農村振興局整備部農村整備官	TEL : 03-3502-6268 (直通)
東北農政局整備部地域整備課	TEL : 022-263-1111 (代表) (内線 4171)
関東農政局整備部地域整備課	TEL : 048-740-0050 (直通)
⑥福島農業基盤復旧再生計画調査【復興庁計上】	P5
農村振興局整備部防災課	TEL : 03-6744-2211 (直通)
東北農政局整備部防災課	TEL : 022-263-1111 (代表) (内線 4505)
3. 農地の復旧・整備を見据えた地域農業復興の道すじ	
(1) 農地の復旧までの被災農業者の所得確保等	
①被災農家経営再開支援事業【復興庁計上】	P7
生産局農産部穀物課	TEL : 03-3597-0191 (直通)
東北農政局生産部生産振興課	TEL : 022-263-1111 (代表) (内線 4471、4282)
関東農政局生産部生産振興課	TEL : 048-740-0126 (直通)
②農業経営の復旧・復興のための金融支援【復興庁計上】	P7
経営局金融調整課	TEL : 03-3501-3726 (直通)
東北農政局経営・事業支援部経営支援課	TEL : 022-221-6217 (直通)
関東農政局経営・事業支援部経営支援課	TEL : 048-740-0393 (直通)
③東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業【復興庁計上】	P7
農村振興局整備部農地資源課	TEL : 03-3502-6277 (直通)
④被災者向け農の雇用事業【復興庁計上】	P7
経営局経営政策課	TEL : 03-6744-2143 (直通)
経営局就農・女性課	TEL : 03-3502-6496 (直通)
東北農政局経営・事業支援部経営支援課	TEL : 022-221-6217 (直通)
関東農政局経営・事業支援部経営支援課	TEL : 048-740-0394 (直通)

⑤被災土地改良区復興支援事業【復興庁計上】	P7
農村振興局整備部土地改良企画課	TEL：03-3502-6006（直通）
東北農政局農村計画部土地改良管理課	TEL：022-221-6252（直通）
関東農政局農村計画部土地改良管理課	TEL：048-740-0506（直通）
⑥農山漁村被災者受入円滑化支援事業【復興庁計上】	P7
農村振興局農村政策部中山間地域振興課	TEL：03-6744-2498（直通）
⑦農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	P7
農村振興局整備部農村整備官	TEL：03-3501-0814（直通）
東北農政局農村計画部農村振興課	TEL：022-261-6734（直通）
関東農政局農村計画部農村振興課	TEL：048-740-0115（直通）
⑧農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【復興庁計上】	P8
農村振興局整備部農村整備官	TEL：03-3501-0814（直通）
東北農政局農村計画部農村振興課	TEL：022-261-6734（直通）
関東農政局農村計画部農村振興課	TEL：048-740-0115（直通）
⑨被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業【復興庁計上】	P8
農村振興局農村政策部農村計画課	TEL：03-6744-2195（直通）
東北農政局整備部農地整備課	TEL：022-221-6289（直通）
関東農政局整備部農地整備課	TEL：048-740-0047（直通）
(2) 将来の農業・農村の中心となる経営体の確保	
①地域農業経営再開復興支援事業【復興庁計上】	P9
経営局経営政策課（マスタープラン、研修）	TEL：03-6744-0577（直通）
経営局農地政策課（農地の利用集積）	TEL：03-3591-1389（直通）
東北農政局経営・事業支援部担い手育成課	TEL：022-221-6241（直通）
東北農政局経営・事業支援部農地政策推進課	TEL：022-221-6237（直通）
関東農政局経営・事業支援部担い手育成課	TEL：048-740-0386（直通）
関東農政局経営・事業支援部農地政策推	TEL：048-740-0139（直通）

進課	
②被災地域農業復興総合支援事業（東日本大震災復興交付金）	P9
経営局就農・女性課	TEL：03-6744-2148（直通）
東北農政局経営・事業支援部経営支援課	TEL：022-221-6217（直通）
関東農政局経営・事業支援部経営支援課	TEL：048-740-0393（直通）
③農地・農業用施設災害復旧等事業【復興庁計上】	P9
農村振興局整備部防災課	TEL：03-3502-6430（直通）
④農山漁村地域復興基盤総合整備事業（東日本大震災復興交付金）【復興庁計上】	P10
農村振興局整備部農村整備官	TEL：03-6744-2209（直通）
東北農政局農村計画部事業計画課	TEL：022-263-1111（代表） （内線 4446）
関東農政局整備部地域整備課	TEL：048-740-0050（直通）
⑤農村地域復興再生基盤総合整備事業【復興庁計上】	P10
農村振興局整備部農村整備官	TEL：03-3502-6268（直通）
東北農政局整備部地域整備課	TEL：022-263-1111（代表） （内線 4171）
関東農政局整備部地域整備課	TEL：048-740-0050（直通）
⑥福島農業基盤復旧再生計画調査【復興庁計上】	P10
農村振興局整備部防災課	TEL：03-6744-2211（直通）
東北農政局整備部防災課	TEL：022-263-1111（代表） （内線 4505）
⑦経営所得安定対策	P10
経営局経営政策課	TEL：03-6744-0575（直通）
東北農政局経営・事業支援部担い手育成課	TEL：022-722-7337（直通）
関東農政局経営・事業支援部担い手育成課	TEL：048-740-3806（直通）
⑧規模拡大交付金	P10
経営局農地政策課	TEL：03-3591-1389（直通）

東北農政局経営・事業支援部農地政策推進課	TEL : 022-221-6237 (直通)
関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課	TEL : 048-740-0139 (直通)
⑨農業者への金融支援	P10
経営局金融調整課	TEL : 03-3501-3726 (直通)
東北農政局経営・事業支援部経営支援課	TEL : 022-221-6217 (直通)
関東農政局経営・事業支援部経営支援課	TEL : 048-740-0393 (直通)
⑩就農支援資金	P10
経営局就農・女性課	TEL : 03-3502-6469 (直通)
東北農政局経営・事業支援部経営支援課	TEL : 022-221-6217 (直通)
関東農政局経営・事業支援部経営支援課	TEL : 048-740-0394 (直通)
(3) 地域農業復興のための土地利用調整	
①土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	P12
大臣官房政策課	TEL : 03-3502-6565 (直通)
農村振興局農村政策部農村計画課	TEL : 03-3591-8651 (直通)
②農地・農業用施設災害復旧等事業【復興庁計上】	P12
農村振興局整備部防災課災害対策室	TEL : 03-6744-2211 (直通)
東北農政局整備部防災課	TEL : 022-262-1394 (直通)
関東農政局整備部防災課	TEL : 048-740-0053 (直通)
③農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (東日本大震災復興交付金)【復興庁計上】	P12
農村振興局整備部農村整備官	TEL : 03-3502-6268 (直通)
東北農政局農村計画部事業計画課	TEL : 022-263-1111 (代表)
	(内線 4446)
関東農政局整備部地域整備課	TEL : 048-740-0050 (直通)
④農村地域復興再生基盤総合整備事業【復興庁計上】	P13
農村振興局整備部農村整備官	TEL : 03-3502-6268 (直通)
東北農政局整備部地域整備課	TEL : 022-263-1111 (代表)
	(内線 4171)

関東農政局整備部地域整備課	TEL : 048-740-0050 (直通)
(4) 生産関連施設等の復旧及び営農への支援	
①東日本大震災農業生産対策交付金【復興庁計上】	P13
・施設・機械の導入等に関すること 生産局総務課生産推進室	TEL : 03-3502-5945 (直通)
・施設・機械の導入等に関すること 東北農政局生産部生産振興課	TEL : 022-263-1111 (代表) (内線 4089)
・施設・機械の導入等に関すること 関東農政局生産部生産振興課	TEL : 048-740-0407 (直通)
②被災地域農業復興総合支援事業 (東日本大震災復興交付金)	P13
経営局就農・女性課	TEL : 03-6744-2148 (直通)
東北農政局経営・事業支援部経営支援課	TEL : 022-221-6217 (直通)
関東農政局経営・事業支援部経営支援課	TEL : 048-740-0393 (直通)
③農林水産業共同利用施設災害復旧事業	P14
経営局総務課	TEL : 03-3502-6442 (直通)
東北農政局経営・事業支援部経営支援課	TEL : 022-221-6217 (直通)
関東農政局総務部検査課	TEL : 048-740-0020 (直通)
④農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	P14
農村振興局整備部農村整備官	TEL : 03-3501-0814 (直通)
東北農政局農村計画部農村振興課	TEL : 022-261-6734 (直通)
関東農政局農村計画部農村振興課	TEL : 048-740-0115 (直通)
⑤農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【復興庁計上】	P14
農村振興局整備部農村整備官	TEL : 03-3501-0814 (直通)
東北農政局農村計画部農村振興課	TEL : 022-261-6734 (直通)
関東農政局農村計画部農村振興課	TEL : 048-740-0115 (直通)
⑥農業経営の復旧・復興のための金融支援【復興庁計上】	P14
経営局金融調整課	TEL : 03-3501-3726 (直通)
東北農政局経営・事業支援部経営支援課	TEL : 022-221-6217 (直通)
関東農政局経営・事業支援部経営支援課	TEL : 048-740-0393 (直通)

⑦協同農業普及事業	P14
生産局農産部技術普及課	TEL : 03-3501-3769 (直通)
⑧再編強化法に基づく金融支援	P14
経営局金融調整課	TEL : 03-3501-3726 (直通)
東北農政局経営・事業支援部経営支援課	TEL : 022-221-6217 (直通)
関東農政局総務部検査課	TEL : 048-740-0020 (直通)
(5) 6次産業化等高付加価値化	
①6次産業化推進事業	P15
食料産業局産業連携課	TEL : 03-6738-6473 (直通)
東北農政局経営・事業支援部事業戦略課	TEL : 022-221-6146 (直通)
関東農政局経営・事業支援部事業戦略課	TEL : 048-740-5341 (直通)
②農林漁業成長産業化ファンドの拡充	P15
食料産業局産業連携課	TEL : 03-6738-6473 (直通)
東北農政局経営・事業支援部事業戦略課	TEL : 022-221-6146 (直通)
関東農政局経営・事業支援部事業戦略課	TEL : 048-740-5341 (直通)
③6次産業化ネットワーク活動交付金	P15
食料産業局産業連携課	TEL : 03-6738-6473 (直通)
東北農政局経営・事業支援部事業戦略課	TEL : 022-221-6146 (直通)
関東農政局経営・事業支援部事業戦略課	TEL : 048-740-5341 (直通)
④6次産業化支援事業	P15
食料産業局産業連携課	TEL : 03-6738-6473 (直通)
東北農政局経営・事業支援部事業戦略課	TEL : 022-221-6146 (直通)
関東農政局経営・事業支援部事業戦略課	TEL : 048-740-5341 (直通)
⑤農林漁業成長産業化ファンドの本格始動	P15
食料産業局産業連携課	TEL : 03-6738-6473 (直通)
東北農政局経営・事業支援部事業戦略課	TEL : 022-221-6146 (直通)
関東農政局経営・事業支援部事業戦略課	TEL : 048-740-5341 (直通)
⑥環境保全型農業直接支援対策	P16
生産局農産部農業環境対策課	TEL : 03-6744-0499 (直通)
東北農政局生産部生産技術環境課	TEL : 022-263-1111 (代表)

	(内線 4392、4396)
関東農政局生産部生産技術環境課	TEL : 048-740-0067 (直通)
⑦食品産業グローバル確信支援事業のうち食品の品質管理体制強化対策事業	P16
食料産業局企画課食品企業行動室	TEL : 03-3502-5743 (直通)
(6) 畜産	
①東日本大震災農業生産対策交付金【復興庁計上】	P16
・畜産共同施設・機械等 生産局畜産部畜産企画課 生産局畜産部畜産企画課	TEL : 03-3502-0874 (直通) TEL : 03-3501-1083 (直通)
・飼料生産関係施設・機械等 生産局畜産部畜産振興課	TEL : 03-6744-2399 (直通)
・乳業工場 生産局畜産部牛乳乳製品課	TEL : 03-6744-2128 (直通)
・食肉センター・家畜市場等 生産局畜産部食肉鶏卵課	TEL : 03-6744-2130 (直通)
東北農政局生産部畜産課	TEL : 022-263-1111 (代表)
・畜産共同施設・機械等	(内線 4332、4184)
・飼料生産関係施設・機械等	(内線 4333、4190)
・乳業工場、食肉センター・家畜市場等	(内線 4433、4091)
関東農政局生産部畜産課	TEL : 048-740-0028 (直通)
②被災農家経営再開支援事業	P17
生産局畜産部畜産企画課	TEL : 03-3502-0874 (直通)
東北農政局生産部畜産課	TEL : 022-263-1111 (代表)
	(内線 4332、4184)
関東農政局生産部畜産課	TEL : 048-740-0028 (直通)
③農業経営の復旧・復興のための金融支援【復興庁計上】	P17
生産局畜産部畜産企画課	TEL : 03-3501-1083 (直通)
東北農政局生産部畜産課	TEL : 022-263-1111 (代表)
	(内線 4332、4184)

関東農政局生産部畜産課	TEL : 048-740-0028 (直通)
④農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	P17
農村振興局整備部農村整備官	TEL : 03-3501-0814 (直通)
東北農政局農村計画部農村振興課	TEL : 022-261-6734 (直通)
関東農政局農村計画部農村振興課	TEL : 048-740-0115 (直通)
⑤農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【復興庁計上】	P17
農村振興局整備部農村整備官	TEL : 03-3501-0814 (直通)
東北農政局農村計画部農村振興課	TEL : 022-261-6734 (直通)
関東農政局農村計画部農村振興課	TEL : 048-740-0115 (直通)
⑥農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (東日本大震災復興交付金)【復興 庁計上】	P17
農村振興局整備部農村整備官	TEL : 03-6744-2209 (直通)
東北農政局農村計画部事業計画課	TEL : 022-263-1111 (代表) (内線 4446)
関東農政局整備部地域整備課	TEL : 048-740-0050 (直通)
(7) 復旧・復興の進捗状況の把握	
①被災市町村における市町村別農業産出額の作成	P18
大臣官房統計部経営・構造統計課	TEL : 03-3502-5654 (直通)
大臣官房統計部統計企画管理官	TEL : 03-3502-5627 (直通)
②農業経営体の経営再開状況の確認	P18
大臣官房統計部経営・構造統計課センサ ス統計室	TEL : 03-3502-0739 (直通)
大臣官房統計部統計企画管理官	TEL : 03-3502-5627 (直通)
③被災農業経営体の経営復興状況定点調査	P18
大臣官房統計部経営・構造統計課	TEL : 03-3502-5654 (直通)
大臣官房統計部統計企画管理官	TEL : 03-3502-5627 (直通)
4. 地域の復興から新しい日本の創造へ	
(1) 災害に強い地域としての再生	
①土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	P19
大臣官房政策課	TEL : 03-3502-6565 (直通)

農村振興局農村政策部農村計画課	TEL : 03-3591-8651 (直通)
②農地・水保全管理支払交付金【復興庁計上】	P20
農村振興局整備部農地資源課農地・水保全管理室	TEL : 03-6744-2447 (直通)
-----	-----
東北農政局整備部農地整備課農地・水保全管理室	TEL : 022-221-6289 (直通)
-----	-----
関東農政局整備部農地整備課農地・水保全管理室	TEL : 048-740-0049 (直通)
③木質バイオマス産業化促進事業	P20
林野庁林政部木材利用課	TEL : 03-6744-2297 (直通)
④木質バイオマス利用施設等整備	P20
林野庁林政部木材利用課	TEL : 03-6744-2297 (直通)
⑤小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	P20
農村振興局整備部農村整備官	TEL : 03-6744-2209 (直通)
⑥小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 (復旧・復興対策)【復興庁計上】	P20
農村振興局整備部農村整備官	TEL : 03-6744-2209 (直通)
⑦農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	P20
食料産業局再生可能エネルギーグループ	TEL : 03-6744-1507 (直通)
-----	-----
東北農政局経営・事業支援部事業戦略課	TEL : 022-221-6146 (直通)
⑧農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	P20
農村振興局整備部農村整備官	TEL : 03-3501-0814 (直通)
-----	-----
東北農政局農村計画部農村振興課	TEL : 022-261-6734 (直通)
-----	-----
関東農政局農村計画部農村振興課	TEL : 048-740-0115 (直通)
⑨農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【復興庁計上】	P21
農村振興局整備部農村整備官	TEL : 03-3501-0814 (直通)
-----	-----
東北農政局農村計画部農村振興課	TEL : 022-261-6734 (直通)
-----	-----
関東農政局農村計画部農村振興課	TEL : 048-740-0115 (直通)
⑩農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業 (うち小水力発電整備)	P21

農村振興局整備部水資源課	TEL : 03-3502-6246 (直通)
⑪燃油価格高騰緊急対策	P21
生産局農産部農業環境対策課	TEL : 03-3593-6495 (直通)
生産局農産部園芸作物課	TEL : 03-3593-6496 (直通)
-----	-----
東北農政局生産部生産技術環境課	TEL : 022-263-1111 (代表) (内線 4392、4397)
東北農政局生産部園芸特産課	TEL : 022-221-6193 (直通)
-----	-----
関東農政局生産部生産技術環境課	TEL : 048-740-0446 (直通)
関東農政局生産部園芸特産課	TEL : 048-740-0434 (直通)
⑫農業水利施設等の震災対策	P21
(農業競争力強化基盤整備事業) 農村振興局整備部農地資源課	TEL : 03-6744-2208 (直通)
-----	-----
(震災対策農業水利施設整備事業) 農村振興局整備部防災課	TEL : 03-3502-6361 (直通)
⑬震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (東日本大震災復興交付金)【復興庁計上】	P21
農村振興局整備部農地資源課	TEL : 03-6744-2208 (直通)
-----	-----
東北農政局整備部水利整備課	TEL : 022-261-8305 (直通)
-----	-----
関東農政局整備部水利整備課	TEL : 048-740-0046 (直通)
⑭東日本大震災を踏まえた災害に強い食品流通等のあり方に関する調査	P21
食料産業局食品小売サービス課	TEL : 03-3502-7659 (直通)
⑮食料の物流拠点機能強化等支援事業	P21
食料産業局食品小売サービス課	TEL : 03-3502-7659 (直通)
(2) 自然調和型産業を核とする活力ある産業の育成	
①都市農村共生・対流総合対策交付金	P22
農村振興局農村政策部都市農村交流課	TEL : 03-3502-5946 (直通)
-----	-----
東北農政局農村計画部農村振興課	TEL : 022-263-1111 (代表) (内線 4445)
-----	-----
関東農政局農村計画部農村振興課	TEL : 048-740-0490 (直通)

②先進的な技術の開発・実用化を戦略的に推進	P22
農林水産技術会議事務局研究推進課	TEL：03-6744-7043（直通）
研究統括官（食料戦略、除染）	TEL：03-3502-2549（直通）
研究開発官（食の安全、基礎・基盤）	TEL：03-6744-2217（直通）
研究開発官（環境）	TEL：03-6744-2216（直通）
③農林水産関係試験研究機関緊急整備事業（東日本大震災復興交付金）【復興庁計上】	P22
農林水産技術会議事務局研究推進課	TEL：03-3502-7437（直通）
④土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	P23
大臣官房政策課	TEL：03-3502-6565（直通）
農村振興局農村政策部農村計画課	TEL：03-3591-8651（直通）
（3）自然に根ざした豊かな生活基盤の形成	
①消費・安全対策交付金	P23
消費・安全局消費者情報官	TEL：03-5512-2292（直通）
②都市農村共生・対流総合対策交付金	P23
農村振興局農村政策部都市農村交流課	TEL：03-3502-5946（直通）
東北農政局農村計画部農村振興課	TEL：022-263-1111（代表） （内線 4445）
関東農政局農村計画部農村振興課	TEL：048-740-0490（直通）
③学校給食における事例情報の提供、核となる人材の育成・派遣に対する支援	P23
食料産業局産業連携課	TEL：03-6738-6474（直通）
5. 原子力発電事故への対応	
【サポート内容について（事業関係）】	
（3）安全な農畜産物の供給に向けた農畜産物の検査体制の強化	
①消費・安全対策交付金【復興庁計上】	P24
消費・安全局消費・安全政策課	TEL：03-6744-2135（直通）
東北農政局消費・安全部消費生活課	TEL：022-263-1111（代表） （内線 4322）
②農畜産物・農地土壌等の放射性物質実態調査【復興庁計上】	P25

生産局総務課	TEL : 03-6744-2625 (直通)
③畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業【復興庁計上】 P25	
生産局畜産部畜産企画課	TEL : 03-3502-0874 (直通)
東北農政局生産部畜産課	TEL : 022-263-1111 (代表) (内線 4332、4184)
関東農政局生産部畜産課	TEL : 048-740-0028 (直通)
(4) 安全な農畜産物の供給に向けた出荷制限 (解除)、営農指導等	
①農畜産物・農地土壌等の放射性物質実態調査【復興庁計上】 P25	
消費・安全局農産安全管理課	TEL : 03-3502-5968 (直通)
生産局総務課	TEL : 03-6744-2625 (直通)
②東日本大震災農業生産対策交付金【復興庁計上】 P25	
・農業系副産物の循環利用体制の再生・ 確立に関すること 生産局総務課 TEL : 03-6744-2625 (直通)	
(5) 農地土壌等における放射性物質の除去・低減	
①農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移に関する調査【復興庁計上】 P26	
農林水産技術会議事務局技術政策課	TEL : 03-3502-7406 (直通)
②農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発【復興庁計上】 P26	
農林水産技術会議事務局研究統括官 (食料戦略、除染) 室	TEL : 03-3502-2549 (直通)
③農畜産物・農地土壌等の放射性物質実態調査【復興庁計上】 P26	
消費・安全局農産安全管理課	TEL : 03-3502-5968 (直通)
④東日本大震災農業生産対策交付金 (放射性物質の吸収抑制対策)【復興庁計上】 P26	
・吸収抑制資材の導入に関すること 生産局農産部農業環境対策課 TEL : 03-3502-5956 (直通)	
東北農政局生産部生産振興課	TEL : 022-263-1111 (代表) (内線 4089)
⑤福島県営農再開支援事業 (放射性物質の吸収抑制対策) P27	

生産局農産部農業環境対策課	TEL : 03-3502-5956 (直通)
⑥ため池等汚染拡散防止対策実証事業【復興庁計上】	P27
農村振興局整備部防災課	TEL : 03-6744-2211 (直通)
東北農政局整備部防災課	TEL : 022-263-1111 (代表) (内線 4505)
関東農政局整備部防災課	TEL : 048-740-0053 (直通)
(6) 避難指示区域等の営農再開に向けた支援	
①福島県営農再開支援事業	P27
生産局農産部農業環境対策課	TEL : 03-3502-5956 (直通)
②畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業【復興庁計上】	P27
生産局畜産部畜産企画課	TEL : 03-3502-0874 (直通)
東北農政局生産部畜産課	TEL : 022-263-1111 (代表) (内線 4332、4184)
関東農政局生産部畜産課	TEL : 048-740-0028 (直通)
③福島農業基盤復旧再生計画調査【復興庁計上】	P27
農村振興局整備部防災課	TEL : 03-6744-2211 (直通)
東北農政局整備部防災課	TEL : 022-263-1111 (代表) (内線 4505)
④ため池等汚染拡散防止対策実証事業【復興庁計上】	P28
農村振興局整備部防災課	TEL : 03-6744-2211 (直通)
東北農政局整備部防災課	TEL : 022-263-1111 (代表) (内線 4505)
関東農政局整備部防災課	TEL : 048-740-0053 (直通)
(7) 他の地域へ移転を希望する被災農家等に対する支援	
①農山漁村被災者受入円滑化支援事業【復興庁計上】	P28
農村振興局農村政策部中山間地域振興課	TEL : 03-6744-2498 (直通)
②被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業【復興庁計上】	P28
農村振興局農村政策部農村計画課	TEL : 03-6744-2195 (直通)
東北農政局整備部農地整備課	TEL : 022-221-6289 (直通)
関東農政局整備部農地整備課	TEL : 048-740-0047 (直通)

(8) 風評被害払拭対策	
①福島発農産物等戦略的情報発信事業【復興庁計上】	P29
食料産業局食品小売サービス課	TEL : 03-3502-5741 (直通)
②農産物等消費応援事業【復興庁計上】	P29
大臣官房食料安全保障課	TEL : 03-6744-2352 (直通)
(9) 輸出支援	
①輸出倍増プロジェクト	P29
食料産業局輸出促進グループ	TEL : 03-6744-1502 (直通)
②日本の食を広げるプロジェクト	P30
食料産業局輸出促進グループ	TEL : 03-6744-7045 (直通)
③種苗の放射性物質測定体制の強化	P30
食料産業局新事業創出課	TEL : 03-6738-6443 (直通)
【サポート内容について (事業関係以外)】	
(2) 損害賠償への対応	P24
損害賠償に関する情報提供等について	
大臣官房食料安全保障課	TEL : 03-6744-1856 (直通)
東北農政局消費・安全部消費生活課	TEL : 022-263-1111 (代表) (内線 4330)
関東農政局企画調整室	TEL : 048-740-0016 (直通)
(3) 安全な農畜産物の供給に向けた農畜産物の検査体制の強化	P24
都道府県等の検査体制の整備について	
消費・安全局消費・安全政策課	TEL : 03-6744-2135 (直通)
東北農政局消費・安全部消費生活課	TEL : 022-263-1111 (代表) (内線 4322)
検査計画策定の際の助言について	
(検査全般) 生産局総務課	TEL : 03-6744-2625 (直通)
(米) 生産局農産部農産企画課	TEL : 03-6738-8964 (直通)
生産局農産部穀物課	TEL : 03-3502-5965 (直通)
(麦) 生産局農産部穀物課	TEL : 03-6744-2087 (直通)
(野菜、果樹) 生産局農産部園芸作物課	TEL : 03-6744-2113 (直通)

(地域作物) 生産局農産部地域作物課	TEL : 03-6744-2117 (直通)
(豆類) 生産局農産部穀物課	TEL : 03-3502-5965 (直通)
(食肉・鶏卵) 生産局畜産部食肉鶏卵課	TEL : 03-3502-8473 (直通)
(牛乳・乳製品) 生産局畜産部牛乳乳製品課	TEL : 03-3502-5988 (直通)
(4) 安全な農畜産物の供給に向けた出荷制限 (解除)、営農指導等 P25	
食品の出荷制限の設定・解除等について	
<農産物の放射性物質濃度調査>	
(調査全般) 生産局総務課	TEL : 03-6744-2625 (直通)
(米) 生産局農産部農産企画課	TEL : 03-6738-8964 (直通)
生産局農産部穀物課	TEL : 03-3502-5959 (直通)
(麦) 生産局農産部穀物課	TEL : 03-3502-5959 (直通)
(野菜、果樹) 生産局農産部園芸作物課	TEL : 03-6744-2113 (直通)
(地域作物) 生産局農産部地域作物課	TEL : 03-6744-2117 (直通)
(豆類) 生産局農産部穀物課	TEL : 03-3502-5965 (直通)
(食肉・鶏卵) 生産局畜産部食肉鶏卵課	TEL : 03-3502-8473 (直通)
(牛乳・乳製品) 生産局畜産部牛乳乳製品課	TEL : 03-3502-5988 (直通)
<稲の作付制限>	
生産局農産部穀物課	TEL : 03-3502-5959 (直通)

東北農政局生産部	TEL : 022-263-1111 (代表)
(米、麦、豆類) 生産振興課	(内線 4471、4426、4112)
(野菜、果樹、地域作物) 園芸特産課	(内線 4099、4110)
(畜産物) 畜産課	(内線 4431、4433)

関東農政局生産部	
(米、麦、豆類) 生産振興課	TEL : 048-740-0409 (直通)
(野菜、果樹、地域作物) 園芸特産課	TEL : 048-740-0434 (直通)
安全な農産物の生産の技術指導等について	
(米、麦) 生産局農産部穀物課	TEL : 03-3502-5965 (直通)
(野菜、果樹) 生産局農産部園芸作物課	TEL : 03-6744-2113 (直通)

(地域作物) 生産局農産部地域作物課	TEL : 03-3502-5963 (直通)
生産局農産部技術普及課	TEL : 03-3501-3769 (直通)
肥料の放射性セシウム測定のための検査方法等について	
(堆肥) 消費・安全局農産安全管理課	TEL : 03-3502-5968 (直通)
(土壌改良資材) 生産局農産部農業環境 対策課	TEL : 03-3502-5956 (直通)
(培土) 生産局農産部技術普及課生産資 材対策室	TEL : 03-6744-2111 (直通)
(家畜排せつ物) 生産局畜産部畜産企画 課	TEL : 03-3502-0874 (直通)
(飼料) 生産局畜産部畜産振興課	TEL : 03-6744-2399 (直通)
(稲わら) 生産局畜産部畜産振興課	TEL : 03-3502-5993 (直通)
東北農政局生産部	TEL : 022-263-1111 (代表)
(土壌改良資材、培土) 生産技術環境課	(内線 4439、4394)
(家畜排せつ物、飼料、稲わら) 畜産課	(内線 4432、4433)
関東農政局生産部	
(土壌改良資材、培土) 生産技術環境課	TEL : 048-740-0443 (直通)
(家畜排せつ物、飼料、稲わら) 畜産課	TEL : 048-740-0027 (直通)
家畜の適正な飼養管理等について	
生産局畜産部畜産振興課	TEL : 03-3502-5993 (直通)
(5) 農地土壌等における放射性物質の除去・低減	P26
農地土壌の放射性物質濃度の分布状況について	
農林水産技術会議事務局技術政策課	TEL : 03-3502-7406 (直通)
農地土壌等における放射性物質の除染に係る実証試験について	
(施工レベルでの実証) 農村振興局農村 政策部農村環境課	TEL : 03-3502-6041 (直通)
農村振興局整備部設計課施工企画調整室	TEL : 03-3591-5798 (直通)
(施工レベルでの実証) 東北農政局整備 部設計課	TEL : 022-221-6273 (直通)
(7) 他の地域へ移転を希望する被災農家等に対する支援	P28

農林水産業の雇用、農地や住まい等に関する情報の提供について	
農村振興局農村政策部中山間地域振興課	TEL : 03-6744-2498 (直通)
農村振興局農村政策部農村計画課	TEL : 03-6744-2195 (直通)
-----	-----
東北農政局整備部農地整備課	TEL : 022-221-6289 (直通)
-----	-----
関東農政局整備部農地整備課	TEL : 048-740-0047 (直通)
(8) 風評被害払拭対策	P29
放射線物質濃度の調査結果等の情報提供について	
科学的・客観的な根拠に基づく対応要請について	
食料産業局食品小売サービス課	TEL : 03-3502-5741 (直通)
被災地復興を応援する取組について	
食料産業局食品小売サービス課	TEL : 03-3502-5741 (直通)
大臣官房食料安全保障課	TEL : 03-6744-2352 (直通)
(9) 輸出支援	P29
相手国政府への情報提供について	
食料産業局輸出促進グループ	TEL : 03-6744-2061 (直通)
日本産食品の魅力のPR支援について	
食料産業局輸出促進グループ	TEL : 03-6744-1502 (直通)
(10) 牛肉・稲わらからのセシウム検出問題を受けた支援	P30
国産牛肉信頼回復対策等について	
(1) 生産局畜産部食肉鶏卵課	TEL : 03-3502-5991 (直通)
(2) 生産局畜産部畜産企画課	TEL : 03-3502-0874 (直通)
(3) 生産局畜産部畜産振興課	TEL : 03-3502-5993 (直通)
畜産農家等への資金の融通等について	
〔償還猶予関係〕 生産局畜産部畜産企画課	TEL : 03-3501-1083 (直通)
〔飼料費支払猶予関係〕 生産局畜産部畜産振興課	TEL : 03-3591-6745 (直通)

農地の復旧可能性の図面(岩手県南部)

注1:本図は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開が可能と見込まれる時期を、国として、まず、県・市町村に示すものであり、本マスタープランを策定した平成23年8月時点のものである。今後、県・市町村が農家・集落等と合意形成を図りながら、具体的な復旧計画を策定していく。

注2:大区画化等の区画整理を実施する地区においては、凡例に示す期間内に当該工事を完了するものではない。



凡 例

- : 浸水範囲
- I: 用排水施設の機能が確保され、除塩のみで営農が可能となる農地。H23年度当初までに除塩を行い、すでに営農が可能となった。
- II: ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地。用排水施設の機能確保、除塩等をH23年度内に概ね完了し、H24年度から営農再開が見込まれる。
- III: ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地。ヘドロ除去、農地復旧、除塩等をH24年度内までに概ね完了し、H25年度から営農再開が見込まれる。
- V: 調査が未了の農地。

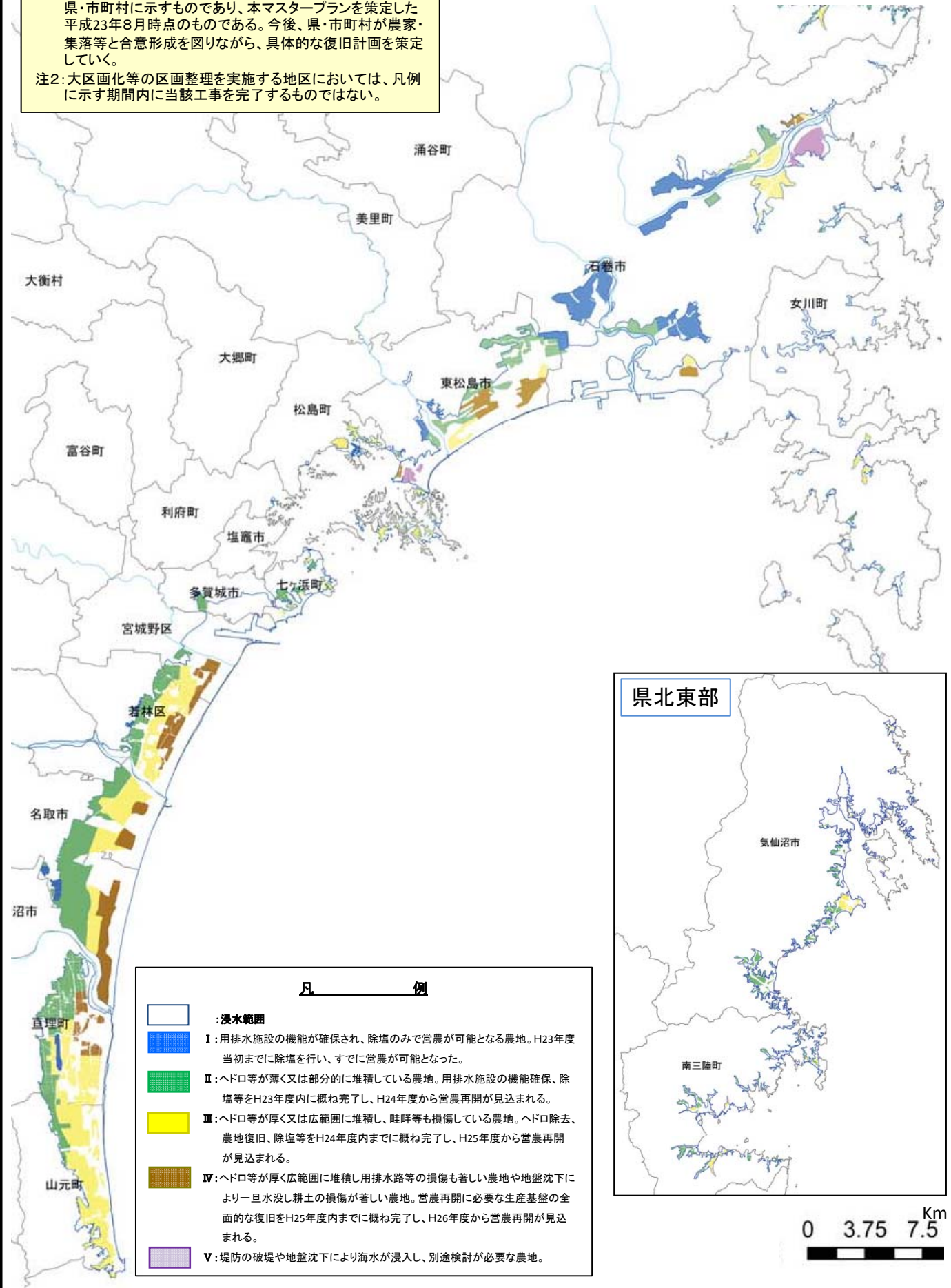
0 5 10 km



農地の復旧可能性の図面(宮城県)

注1:本図は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開が可能と見込まれる時期を、国として、まず、県・市町村に示すものであり、本マスタープランを策定した平成23年8月時点のものである。今後、県・市町村が農家・集落等と合意形成を図りながら、具体的な復旧計画を策定していく。

注2:大区画化等の区画整理を実施する地区においては、凡例に示す期間内に当該工事を完了するものではない。



凡 例

- : 浸水範囲
- I: 用排水施設の機能が確保され、除塩のみで営農が可能となる農地。H23年度当初までに除塩を行い、すでに営農が可能となった。
- II: ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地。用排水施設の機能確保、除塩等をH23年度内に概ね完了し、H24年度から営農再開が見込まれる。
- III: ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地。ヘドロ除去、農地復旧、除塩等をH24年度内までに概ね完了し、H25年度から営農再開が見込まれる。
- IV: ヘドロ等が厚く広範囲に堆積し用排水路等の損傷も著しい農地や地盤沈下により一旦水没し耕土の損傷が著しい農地。営農再開に必要な生産基盤の全面的な復旧をH25年度内までに概ね完了し、H26年度から営農再開が見込まれる。
- V: 堤防の破堤や地盤沈下により海水が浸入し、別途検討が必要な農地。

県北東部

0 3.75 7.5 Km








農地の復旧可能性の図面(福島県北部)

注1: 本図は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開が可能と見込まれる時期を、国として、まず、県・市町村に示すものであり、本マスタープランを策定した平成23年8月時点のものである。今後、県・市町村が農家・集落等と合意形成を図りながら、具体的な復旧計画を策定していく。

注2: 大区画化等の区画整理を実施する地区においては、凡例に示す期間内に当該工事を完了するものではない。



凡 例

-  : 浸水範囲
-  I: 用排水施設の機能が確保され、除塩のみで営農が可能となる農地。H23年度当初までに除塩を行い、すでに営農が可能となった。
-  II: ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地。用排水施設の機能確保、除塩等をH23年度内に概ね完了し、H24年度から営農再開が見込まれる。
-  III: ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地。ヘドロ除去、農地復旧、除塩等をH24年度内までに概ね完了し、H25年度から営農再開が見込まれる。
-  (※) IV: ヘドロ等が厚く広範囲に堆積し用排水路等の損傷も著しい農地や地盤沈下により一旦水没し耕土の損傷が著しい農地。営農再開に必要な生産基盤の全面的な復旧をH25年度内までに概ね完了し、H26年度から営農再開が見込まれる。
-  (※) 原子力災害の影響の検討が必要な区域
-  V: 原子力発電事故に係る警戒区域の農地

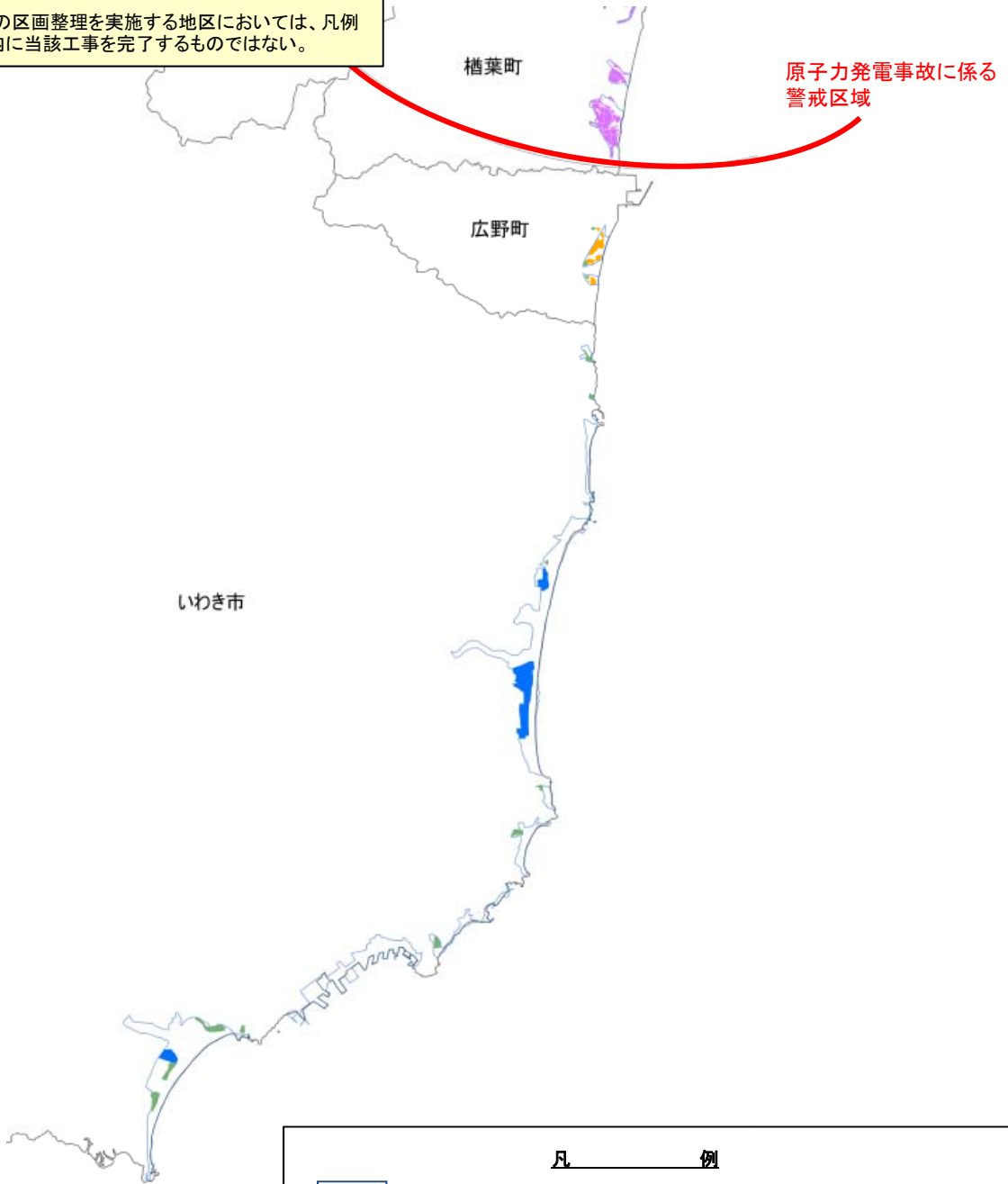
原子力発電事故に係る警戒区域







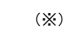

農地の復旧可能性の図面(福島県南部)

注1:本図は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開が可能と見込まれる時期を、国として、まず、県・市町村に示すものであり、本マスタープランを策定した平成23年8月時点のものである。今後、県・市町村が農家・集落等と合意形成を図りながら、具体的な復旧計画を策定していく。

注2:大区画化等の区画整理を実施する地区においては、凡例に示す期間内に当該工事を完了するものではない。



0 3.75 7.5 km

凡 例	
	: 浸水範囲
	I : 用排水施設の機能が確保され、除塩のみで営農が可能となる農地。H23年度当初までに除塩を行い、すでに営農が可能となった。
	II : ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地。用排水施設の機能確保、除塩等をH23年度内に概ね完了し、H24年度から営農再開が見込まれる。
	III : ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地。ヘドロ除去、農地復旧、除塩等をH24年度内までに概ね完了し、H25年度から営農再開が見込まれる。
	IV : ヘドロ等が厚く広範囲に堆積し用排水路等の損傷も著しい農地や地盤沈下により一旦水没し耕土の損傷が著しい農地。営農再開に必要な生産基盤の全面的な復旧をH25年度内までに概ね完了し、H26年度から営農再開が見込まれる。
(※)	(※) 原子力災害の影響の検討が必要な区域
	V : 原子力発電事故に係る警戒区域の農地